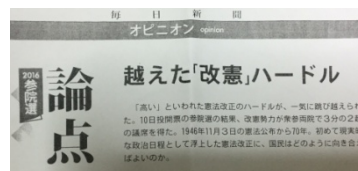


## 政権の非立憲的姿勢 懸念

毎日新聞 7月12日朝刊「オピニオン」石川健治・東京大教授の発言である。参院選から1ヶ月近くが過ぎた。強権的で非立憲的な安倍政権、「改憲」の行方、あり方を考えるうえでも、示唆に富む指摘が多いので紹介したい。



安倍政権について懸念するのは、その「非立憲」的な姿勢だ。立憲主義的権力は独裁的権力と異なり、ほぼ対等の「ブレーキ役」を伴う権力だが、第2次安倍政権は政策実現のため、まず目障りなブレーキ役の破壊から始める姿勢が、発足当初から目立った。



アベノミクスも例外ではない。金融政策の運営を、政府・財務省から独立した中央銀行の中立的・専門的な判断に任せて物価を安定させようとした日銀法の原則を踏みにじり、財務省出身の黒田東彦氏を総裁に送り込んだ。アベノミクスの非立憲性は、それがどれほど優れた政策だったにしても、拭い去ることができない。

安全保障関連法の制定も同様だ。政府からの相対的な中立性を維持してきた内閣法制局の長官を、集団的自衛権容認派の外交官出身者に交代させた。ブレーキ役を破壊する政権の姿勢は「違憲ではないが非立憲」である。

参院選では、市民主導の野党共闘が『安倍1強』状態に民意がブレーキをかけるべきではないかと問いかけた。政権選択選挙ではないため、それだけを純粹に問うことが可能だったのだが、当の国民がこれに低投票率で応えたのは遺憾だった。

ただ、衆参両院で「改憲勢力」が3分の2を制したとはいえ、参院での差は僅差にとどまった。閣僚2人が落選して政権にもダメージが残り「国民による政権への白紙委任」という印象だけは回避された。結果を真摯に受け止め、数の力ではなく「理」に基づく熟議を担保することを期待したい。

遠からず国会での憲法改正に向けた議論が始まるだろうが、安倍政権の非立憲性が、1950年代の「古い改憲論」に由来しているらしい点が気がかりだ。

「古い改憲論」は、かつて戦前日本の立憲主義を破壊した、軍国主義を支えた復古的言説の体系であり、日本国憲法の象徴天皇制と政教分離原則、何より9条によって封じ込められたはずのものだった。そうした言説にとって日本国憲法は敵だから、その枠組みを破壊しようとする。立憲主義のゲームに乗る前に、まずゲームのルールから破壊しようとした96条改憲論も、実はその一つの例だ。

それを再び封じ込め、立憲主義を維持するために形成されてきたのが、戦後日本の護憲論だった。そして安倍政権は体質的に、立憲主義に適応していないようだ。

だから、改憲論が変わらない限り、護憲論も「古い護憲論」から変われない。この構造の下では、未来志向のまっとうな改憲論は、古い改憲論の餌食になり、立憲主義の破壊に利用されるだけだろう。

この点、改憲の議論が、一見もっともらしい緊急事態条項から着手される気配だけに、与党内外で「護憲的改憲」を考えるまじめな改憲補完勢力には、特に注意を促しておきたい。

もし現代の改憲論が、封じ込めた戦前の亡霊を呼び起こすものではないことが明確になれば、憲法論議が新たな段階に入る可能性もある。ただその場合は、安倍政権のアイデンティティーの方が失われているはずである。

(2016年8月10日)